

内閣府令で定める安全運転管理業務

1. 運転者の状況把握

運転者の運転適正、技能、知識及び道路交通法の遵守状況を把握するための措置を講ずること。

2. 運行計画の作成

最高速度違反、過積載、過労運転及び放置駐車違反の防止など安全運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。

3. 交替要員の配置

運転者が長距離運転、夜間運転に従事する場合、疲労等により安全運転ができなくなるおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。

4. 異常気象時等の安全確保の措置

異常な気象、天災等により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示や、安全運転の確保のための措置を講ずること。

5. 安全運転の指示

運転者の点呼を行い、自動車の運行前点検の実施状況や、過労、病気等の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。

6. 運転前後の酒気帯び確認

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、その運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認すること。（ただしアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の義務化は「当分の間」延期）

7. 酒気帯び確認の記録・保存

上記6で確認した内容を記録し、その記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。（ただしアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の義務化は「当分の間」延期）

8. 運転日誌の記録

運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転距離など必要事項を記載する運転日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

9. 運転者に対する指導

「交通安全教育指針」に基づく教育や、安全運転に関する技能や知識について指導を行うこと。

（道路交通法施行規則第9条の10要約）